

第 2 期 桐生市子ども・子育て支援事業  
計画策定方針（案）について

保健福祉部 子育て支援課



## 1 計画の策定

### (1) 計画策定の趣旨

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月に「桐生市次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に同計画の後期計画を策定し、「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」を基本理念として、次代の社会を担う子どもの子育てを、社会全体で応援することを目指し、住民・地域・事業者など地域の連携・協働により、安心して子どもを産み、子育てできるまちづくりを進めてきました。このような中、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年4月から、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実等を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」も開始されました。また、国においては、現在の少子化の進行等の状況などを踏まえ、次世代育成支援対策推進法について、平成37年3月末まで10年間延長しました。

本市においては、これらの新制度開始に合わせ、子ども・子育て支援法（第61条）に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法（第8条）に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体的に策定する計画として、平成27年2月に「桐生市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度から31年度までの5か年計画）」を策定し、様々な子育て施策を推進してまいりました。

本市といたしましては、現行の「桐生市子ども・子育て支援事業計画」を検証・評価する中で、本年10月から開始される幼児教育・保育の無償化などの新たな子育て施策を含めた、「第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

### (2) 計画の名称

計画の名称は、「第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画」とします。

### (3) 計画策定の経過

平成30年12月6日（木）から12月31日（月）までニーズ（アンケート）調査を実施しました。この調査では、0歳から5歳までのお子さんがいる2,000世帯を対象に調査票を配付し、1,051世帯から回答をもらいました。

このニーズ（アンケート）調査結果を踏まえ、桐生市子ども・子育て会議等のご意見を聴取しながら、「第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

(4) 計画の位置づけ（イメージ）

本計画は、本市のまちづくりの最上位計画である「桐生市新生総合計画」に基づく部門別計画とするとともに、「桐生市地域福祉計画」等との調和・整合性が保たれるものとします。

(5) 計画の期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間です。

H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
<b>桐生市子ども・子育て支援事業計画</b>									
				<b>計画 策定</b>	<b>第2期桐生市子ども・子育て支援事業計画</b>				

※計画を見直す必要がある場合には、随時行います。

2 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

第2期計画における基本理念については、現在検討中です。

<参考>

第1期計画の基本理念:「子どもを産み育てることに夢の持てるまち・桐生」

(2) 基本目標

第2期計画は、第1期計画と同様に、次世代育成支援対策推進法に基づく、「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定する計画とします。

3 第2期 桐生市子ども・子育て支援事業計画への記載事項

次の(1)から(4)については、同計画に記載いたします。

(1) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的

条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことで（国の基本指針から）。

この教育・保育提供区域については、桐生市子ども・子育て会議の意見を聴取し、設定いたします。

(2) 国が示す基本指針に基づく必須記載事項

① 幼児期における学校教育・保育の推進

- ・ 教育・保育提供区域の設定
- ・ 教育・保育の量の見込みと、確保方策・実施時期

② 地域における子ども・子育て支援の推進

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、確保方策・実施時期

③ 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・ 認定こども園の普及
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、必要性とその推進
- ・ 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

(3) 国が示す基本指針に基づく任意記載事項

① 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保

② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する事項

- ・ 児童虐待防止対策の充実
- ・ 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- ・ 障害児施策の充実等

③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- ・ 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- ・ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

(4) 国の動向を踏まえた、新たな記載事項

① 「新・放課後児童子ども総合プラン」の策定に伴う追記

- ・ 放課後子供教室の一体型の推進や学校施設の徹底的な活用
- ・ 女性就業率の動向も想定し、目標事業量を設定する

② 児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しに伴う追記

- ・ 子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等を推進すること

- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等の対応
- ③その他制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるための追記・改正
  - ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等
- ④幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正に伴う追記
  - ・市町村における子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- ⑤上記のほか、関係法令の改正等に伴う、改正等を行う

#### 4 計画の構成イメージ

現時点での、計画の構成イメージです。今後、桐生市子ども・子育て会議等のご意見を聴取する中で、変更してまいります。

##### 【計画の構成イメージ】

第1章 計画の概要	1 計画策定の背景 2 計画策定の趣旨 3 計画の全体像 など
第2章 子ども・子育てをめぐる本市の現状	1 本市の現状 2 ニーズ調査の結果 3 第1期 計画の評価 など
第3章 計画の基本的な考え方	1 計画の基本理念 2 計画の基本的な視点 3 計画の基本目標 など
第4章 計画の推進方策	1 基本目標1（子ども・子育て支援事業計画） 2 基本目標2～9（次世代育成支援行動計画） など
第5章 計画の推進体制と進捗管理	1 計画の推進体制 2 計画の進捗管理 など
参考資料	1 桐生市子ども・子育て会議条例 2 桐生市子ども・子育て会議委員名簿 3 桐生市子ども・子育て事業計画の策定過程 など

#### 5 計画の進行管理（事業計画の達成状況の点検及び評価）

市は、各年度において、事業計画に基づく施策の実施状況や、実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、対策を実施する必要があるま

す。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、点検・評価いたします。

以 上